

令和5年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年 6月 15日(木) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 | 4番 | 縄田 善博 |
| 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 | 7番 | 俵 薫 |
| 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 | 13番 | 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法 |
| 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 欠席農業委員
- | | | | |
|----|-------|--|--|
| 1番 | 井上 建夫 | | |
|----|-------|--|--|
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 山田 孝治 | 佐藤 和美 | 永安 達彦 |
| 安永 彰 | 鮎川 幸彦 | 松田 孝子 |
| 大石 洋典 | | |
- 6 欠席推進委員
- | | | |
|-------|-------|--|
| 松田 康浩 | 阿川 伸美 | |
|-------|-------|--|
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 深川 修作 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主事 | 小池 正晃 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	<p>午後 2 時開会</p> <p>互礼。</p>
安富会長職務代理	<p>それでは只今から令和 5 年第 6 回総会を開会いたします。出席委員は 1 9 名中 1 8 名で定数に達しておりますので総会は成立しております。欠席委員は 1 番、井上委員であります。</p> <p>それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項に規定する、議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。それでは 3 番、村上委員、1 8 番、安富委員です。よろしく願いをいたします。</p>
安富会長職務代理	<p>それでは議事順位第 1 の議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請、4 件について説明いたします。</p> <p>1 件目、権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。</p> <p>まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具は順次購入されることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。</p> <p>第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。</p> <p>第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。</p> <p>第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすであろうと考えます。</p> <p>第 5 号の転貸禁止要件に該当しません。</p> <p>第 6 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。</p> <p>この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号の許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>続いて 2 件目 権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。</p>

	<p>まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、必要な農機具はすでに購入されていることから農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>続きまして3件目 権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。耕作管理が出来ないため申請地を譲り受けるものです。</p> <p>まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適切に耕作されています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>最後に4件目 権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。双方の合意により譲渡人より申請地を譲り受けるものです。</p> <p>まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適切に耕作されています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号から第6号の許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
安富会長職務代理	<p>説明が終わりました。現地調査の結果の報告を当該委員の方からお願いいたします。</p> <p>1番と2番が新規ですから、3番と4番をお願いいたします。</p>
村上委員	<p>3番の村上です。よろしくお願いたします。</p> <p>6月7日、事務局2名、山本会長、縄田委員、私と、担当委員の方々と現地調査しました。まず、3番の申請です。申請地は●●の●●より、●●を500mくらい戻って、●●を●●の方面へ約1km進むと申請地があります。</p> <p>前回、●●番の農地が荒地になっておりましたが、今回調査したところよく整備されて柚子の木が植えられておりました。調査した結果問題はないと思います。審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>続いて、4番の申請地です。●●、これを●●から●●へ向かい●●を過ぎて左に、●●があります。そこを右に曲がって、●●の通りを約2km行った所にこの申請地があります。申請者の●●ですけど、住所が●●になっております。しかし、2年前に空家情報バンクで、土地建物込み農地も取得されて、1ヶ月に10日から15日ほどこっちで農作業をされています。そして、今年の9月頃から本格的に●●を拠点に、●●に入って農業に力を入れられるということです。調査したところの全部耕作は、よく管</p>

	理されており問題はないと思います。審議の程よろしく申し上げます。
安富会長職務代理	それでは、新規の就農を含めて、地元委員さんからなにか報告があれば、お願いをいたします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。現地には行っておりませんが、畑にするというような話を聞いております。
大石推進委員	特に問題はないというふうに思います。以上でございます。
安富会長職務代理	はい、では3番と4番。
永安推進委員	3番永安です。現地に行きました。前回問題になった土地に、柚子の木とザクロを4本植栽されておりました。問題ないと思います。よろしく申し上げます。
安永推進委員	4番、真名の推進委員の安永です。特に問題はないというふうに思います。以上でございます。
安富会長職務代理	ありがとうございました。議長が来られましたので、進行を引き継ぎたいと思います
議長	それでは議事を進行させていただきます。
議長	意見ございませんか。 無いようでしたら採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案のとおり決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並び

事務局	<p>に説明をお願いします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>それでは農地法第4条許可申請2件について説明します。</p> <p>1件目、資料は6ページと7ページ、資料5の箇所です。申請地は●●から南に5.9kmの位置にある農用地区域内農地です。申請地は申請者とその家族が使用する駐車場6台分を確保するためのものです。こちらは農振地域除外後といたします。この案件については農地法第4条第2項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>続きまして2件目、資料は8ページと9ページ、資料6の箇所です。申請地は●●から北に1.9kmの位置にある農用地区域内農地です。申請人は、自己の所有する申請地にいちじくを植える予定です。その上にパネル設置面積378㎡、最大発電出力57キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この件は農型太陽光発電施設を設置するための申請となります。営農型太陽光発電というのは農地に支柱を立て、営農を継続しながら売電事業を行うためのものです。これは美祢市内では初めての事例になります。また、転用期間が10年以内となる一時転用になります。その期間は許可決定日から起算して10年となります。また、転用面積は太陽光パネルの支柱にあたる部分のみが対象となります。農用地区域内農地の申請ですが一時転用であり、事業終了後には原状回復を行う旨の誓約書も提出されております。当該農地における営農への影響の見込書も提出されております。詳しくは付属資料の別紙様式第1号をご覧ください。この案件については農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
縄田委員	<p>4番の縄田と申します。現地調査に参りました。現地は、●●のほうへ行って●●からまっすぐ行くと、つきあたりに●●があります。その橋の手前が10mくらいで車6台くらい停められるような図面になっております。この図面に記載されたような格好では斜め駐車になるのではないかなと思います。●●番、●●番、●●番、これが自宅に入る方の道になります。この家の前の草が刈ってきれいな所で何もしてないところです。ここを駐車場として転用するという事です。以上です。</p> <p>次に番号2番のですけど、●●があります。そこを●●の方へまっすぐ行って、●●を通り越して500m行った右側のところに申請地がございます。この下の図面に農地がありまして、すでにイチジクが植えてありました。その植えてない間に太陽光パネルを据えて、発電施設を作るといふことらしいです。申請者は、しっかり申請地を管理されるんじゃないかなあというような感じで</p>

	<p>した。まあ太陽光パネルは問題ないと。美祢市で最初の営農型太陽光発電ということで、頑張ってくださいねと激励をして参りました。よろしくお願いします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それより地元委員より補足説明ございましたらお願いします。</p>
佐藤推進委員	<p>番号1ですが、これは前回の委員会でもありましたけど、周辺の農地には影響はないと考えられます。農業委員さんの説明にありましたように、住宅と市道の間に挟まれた農地で、所有者にとっては駐車場が必要であるのではないかなというふうに考えます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
松田推進委員	<p>農業推進委員の松田と申します。2番の説明いたします。縄田委員より、説明がございましたように、特別変わったことなく、山本会長を含め、いろいろ説明された結果皆さんの同意で認められたと思います。審議の程をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。意見ございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。それでは議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号につきましては原案のとおり決定をし、常設審議委員会の方に移します。これ農用地農地でございますので、常設の方に二つとも掛かります。</p> <p>では続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>農振除外申請4件について説明いたします。</p> <p>資料10ページ、11ページ資料7の箇所です。申請地は●●から南西に3.5kmの位置にある、農用地区域内農地です。農業</p>

	<p>用倉庫を設置するための申請です。</p> <p>続きまして資料12ページ、13ページ資料8です。申請地は●●から南に0.3kmの位置にある、農用区域内農地です。農業用倉庫を設置するための申請です。</p> <p>続きまして資料14ページ、15ページ資料9の箇所です。申請地は●●から北に7.7kmの位置にある、農用区域内農地です。駐車場を設置するための申請です。</p> <p>最後に資料16ページ、17ページ資料10の箇所です。申請地は●●から東に1.3kmの位置にある、農用区域内農地です。冷蔵倉庫を設置するための申請です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
村上委員	<p>3番村上です、よろしく申し上げます。</p> <p>まず1番です。申請地が●●の●●から●●に進んで●●あります。そこを左に曲がって、●●が目の前にあったところ。その申請地で分かるように●●を渡ったら申請地があります。●●は、農業用倉庫はもう建てられています。●●番に倉庫を付けて、そこに合わせて建設したいということで除外申請がありました。調査したところ、その周りの農道やら水路がそのまま置かれて、問題はないと思います。</p> <p>そして2番です。申請地が●●の道路を、●●へ行って、●●を、右に曲がったら●●があります。その手前にこの申請地があります。農業用倉庫は、●●番、●●番の一部になるのですが、この現在の農業倉庫が建っています。ですが、そこがもう狭くなってきたので、●●番と●●番の一部の除外申請がありました。調査したところ、農道と水路はそのまま維持されていて、問題はないと思います。</p> <p>次に3番です。申請地は、●●から●●に向かって●●の看板があります。そこから、100m進んで交差点を右に曲がり、100m行った所にこの申請地があります。●●は、●●番、●●番を駐車場にするために除外申請がありました。これは水路と農道は現状のまま維持し問題はないと思います。</p> <p>最後に4番です。●●から●●に進んで、●●を過ぎて、●●の目の前に申請地があります。業務拡大に伴い冷凍倉庫を建設するために除外申請がありました。水路・農道は現状維持し、隣接農地には影響はないと思います。以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございます。 それでは推進委員さんの方より補足説明ありましたらお願いいたします。
安永推進委員	真名の推進委員の安永です。村上委員の言われたとおり周囲に影響はないと思われます。ご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは次お願いします。
佐藤推進委員	地元推進委員の佐藤です。今説明がありましたように、●●の農業用施設が手狭になったということで、申請が出ておりますが、周辺の農地に影響はないというふうに思われます。
議長	はい、分かりました。それでは次お願いします。
鮎川推進委員	嘉万地区推進委員の鮎川と申します。村上委員ご説明のとおり問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。
議長	はいでは最後、井町委員お願いします。
井町委員	あの4番ですが、松田推進委員が所用で欠席でございます。代理で補足いたします。村上委員ご説明のとおり問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。 委員の皆さん何かご意見等ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、採決に移りたいと思います。 議案第3号につきまして原案に対し決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)

議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成、よって議案第3号は協議結果を付して市長部局の方に送付いたします。</p> <p>では続きまして議事順位第4 議案第4号 農業地域利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>はい、それでは8ページ目をお開きください。</p> <p>それでは本日配布しております令和5年6月30日告示令和5年7月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回、全体で14筆ございます。利用権設定面積が新規9筆、24, 111㎡でございます。貸し手が8名、受け手が6名でございます。内訳は4ページ目でございます。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること。農用地を効率的に耕作すること。耕作に必要な農作業に常時従事することの利用要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。集積計画が出ておりますけれど、何かご意見のある方はありましたら発言をお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>では続きまして議事順位第5 議案第5号 美祢市農業対策についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本議案につきましては農業委員会に関する法律38条の第1項に基づきまして、意見書の提出を行うものでございます。この意見書については農業委員の活動を通じて得られた知見に基づき、農業振興部会において作成されたものです。それでは朗読の方させていただきます。</p>

朗読。

国は、令和5年度に「食料、農業、農村基本法」の見直しを行う予定としています。とりわけ食料安全保障の課題が基本法に反映されるかが焦点となっています。美祢市においては、人口の減少、高齢化の進行、生産年齢人口の減少が続くと予想されています。農業分野においても、担い手不足が深刻化し、法人においても担い手の高齢化が課題となっている状況にあります。農村地域社会を維持するためには、農村人口の確保が喫緊の課題となっています。本市は中山間地域が多く、農業や農村環境が法人など認定農業者だけではなく中小家族農業によって保全されていることから、家族農業が地域に果たす役割を評価し、市は人口減少の抑制、生活基盤・子育て教育環境の維持、とりわけ農業生産環境の課題解決に取り組みられるとともに、施策支援について県に働きかけることを要望します。令和2年7月「種子法に代わる県条例の制定」を要望し、市から他市町の状況を注視しながら県への働きを検討するとの回答をいただき、この度「山口県種苗に関する条例」が制定され、市の取り組みに感謝します。

それでは1番、定住者・農業従事者の確保でございます。

(1) 国は、担い手確保対策として農業次世代人材投資事業を実施し、親元就農する後継者の交付支払の条件緩和を実施しているところです。本市においては、令和2年度には「Uターン等就農奨励金事業」として、事業対象を拡大し奨励金5万円を交付する事業を実施しているところです。しかし、労働人口の減少、年金支給年齢の延長から企業等が定年後の再雇用拡大をしており帰農が進まない実態にあります。令和2年7月に本農業委員会は本市に対し帰農促進対策として、美祢市に在住する者であって(従来からの在住者、他所から戻る者を含む)、農業に従事するため60歳で企業等を退職し本市で農業に従事する者に所得安定対策として65歳まで月額10万円の支給対策を要望しましたが、引き続き要望します。

(2) 国の農業支援対策の対象者の主流は認定農業者であり、「食料・農業・農村基本法」(以下「現行法」という)を基軸としている結果であります。「現行基本法」においても第4条(農業の持続的発展)第5条(農村の振興)とりわけ第35条(中山間地域等の振興)1項において、「その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする」としています。

本市の地域農業・農村環境の振興は、認定農業者だけではなく、経営的には中小農家であるが、家族で農業に従事する者(含む親の地元に残る後継者)、親から相続して本市にて農業経営を継続する者、市外に居住するが本市の地で農業を行う者など様々な様態によって支えられています。市は認定農業者への支援策と同等の支援策を、家族での営農を行う農家を始めとする様々な様態の中小農家に対し拡大拡充するよう、県・国に働きかけることを要望するのと併せ、市にも中小農家に対する支援策の拡大・拡充を要望します。併せて若年層を中心とする農業者が地域農業に貢献できるよう、市と企業等が連携し「半農半X」がよりよく実行できる環境を整えることを要望します。

	<p>続きまして2番、企業の農地取得でございます。</p> <p>国は、国家戦略特区諮問会議において、兵庫県養父市に限り認めている企業による農地取得の特例を全国展開しない方針を定め、地方自治体が規制緩和を提案し、国が認定する「構造改革特区」に基づく事業に移行することを決定しました。「構造改革特区」では農地の売買に自治体が関与する仕組みとなっており、適正な運用の仕組みを市が構築することを要望します。</p> <p>最後に3番、畑地化促進事業でございます。</p> <p>人口減少により米の需要は減少する趨勢にあり、将来水田が余るであろうことを踏まえ令和5年度予算案で水田の畑地化促進事業を計上しています。支援は水田活用交付金からの除外を条件に、麦・大豆・ソバ・飼料などに10アール当たり2万円を5年間助成し、これに1年限りで14万円助成する仕組みとなっています。これらの畑作物は国際商品作物との競合にあり、畑地化後の経営安定が図れるかが課題で、価格競争など経済環境の悪化によっては、耕作放棄が増大することも懸念されるため、助成金の対応について期間限定でなく柔軟な仕組みがとられ、農村環境が荒廃しない取り組みがなされるよう県に働きかけることを要望します。</p> <p>以上でございます。本日皆さま方のご審議を頂きまして、市長の方にこれを意見書として提出したいと考えております。皆様よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは農業振興部会長より報告をお願いします。
岸委員	<p>この要望作成にあたっては、昨年の7月に農業委員、並びに推進委員に要望があればということで依頼申し上げました。結果的には、2名の方から要望がありました。それを踏まえて農業振興部会で、約5・6回協議を重ねてまいりました。その結果、本日の要望をまとめることが出来ました。農業・振興部会の皆さまには大変お時間を取らせまして申し訳なかったですが、このようにまとめられたということをご報告しておきます。</p> <p>それからもう1点。今日この資料を見て、ご指摘がございました。市長への要望の時には、1枚目の(1)のところの下から二つ目、所得安定対策で65歳まで月間10万円、月間ってというのがよく分かりにくい。月額という方が、分かりやすいのではないかとご指摘がありました。そのとおりでと思いますので、月額という部分を訂正させていただいて、決定をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。

議長	はい、どうぞ。
馬屋原委員	これまで、月額10万円の支給対策を要望しましたが、返事が来ませんので引き続き要望しますという意味ですか。
岸委員	はい。
馬屋原委員	分かりました。
議長	はい、他にございませんか。 あの、よろしければ採決に移りたいと思います。よろしゅうございますか。
委員	(はいの声)
議長	議案第5号につきまして、今、月間を額に変えて決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第5号は協議結果をして本日市長の方に申し入れをいたします。 それでは続きまして議事順位第6 報告第1号 農地法第4条 第8項の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 農地法第4条 第1項 第8号の規定による農地転用届1件について説明します。資料は18ページと19ページ、資料11です。 申請地は●●から南に5.5kmの位置にある第2種農地です。鶏小屋を設置するための届出です。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査に行かれました委員の報告をお願いします。

<p>縄田委員</p>	<p>縄田と申します。現地調査に行っておりました。現在、●●に住んでおられると思います。確か新規就農で入られたのではないかなと思います。場所は、●●で有名な●●の付近にあります。●●の上が高速道路通って、●●に行く道の左を通って10mも行かんうちに左側の家の方に上がって行く方です。ページが19になりますけど、これが鶏小屋の申請地です。全体で13×23m。これが251㎡のうちの80㎡。そのうちの16㎡、4m×4m、軽量パイプで小屋を作ることです。これを農地転用で申請されたということです。別に問題はないと思います。キツネとかイノシシの被害にあわないように、やってもらいたいなあと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さんより補足説明ございましたらお願いします。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>阿川推進委員、今日休みですので私が説明いたします。 以前購入された耕作地を、一生懸命作っていらっしゃるの、ちゃんとした形のもので出来上がるんじゃないかと大いに賛成しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご発言ございましたらお願いいたします。 無いようでございますので、終わらせていただいております。</p>
<p>委員</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、特に発言無いようでございますので、報告第1号は終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第7 報告第2号 公共工事に伴う転用届についてを、事務局より報告を朗読並びに説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読。 公共転用の届出がございましたので説明いたします。資料20ページから21ページをご覧ください。また追加資料、公共転用も併せてご覧ください。山口県宇部土木建築事務所より転用届が提出されました。災害復旧工事に伴う一時転用届です。今年の一月に申請がありました件の変更になります。まず工事番号60番と370番の工事が削除されました。これは、前回までの申請で60番と370番を使用せずに工事することになったため申請から削除したとのことです。</p>

	<p>次に工事番号194番の工事の地番、●●番が追加されました。</p> <p>次に工事番号、244番・369番・367番・368番の請負者が決定となりました。</p> <p>最後に工期の欄でございます。工期が未定となっていたものが決定いたしました。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。皆さんの中から何かご意見ございますか。</p> <p>別に大丈夫ですよ。はい、特に無いようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第8 報告第3号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7件朗読。</p> <p>合意解約7件について報告いたします。資料は14ページをお願いいたします。</p> <p>1件目から2件目は売買されるため双方の合意により解約されたものです。1が機構と耕作者、2が機構と所有者の合意解約となります。</p> <p>3件目は高齢の体調不良のため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者はまだ決まっておりません。</p> <p>4件目、こちらは病気のため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者はまだ決まっておりません。</p> <p>5件目から6件目は他の方へ貸借されるため双方の合意により解約されたものです。5が機構と耕作者、6が機構と所有者の合意解約となります。</p> <p>最後7件目は耕作管理が出来なくなったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者はまだ決まっておりません。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。3番と4番と7番についてまだ耕作者が決まっておらないということでございますが、担当地域の委員さん推進委員さん、いらっしゃいましたらよろしく願いをいたします。永嶺推進委員いかがですか？</p>
永嶺推進委員	<p>これから検討いたします。</p>
議長	<p>それではよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>他にございませんかね。無いようでしたら終わりたいと思います。特に発言等無いようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第9 報告第4号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の説明並びに朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>現況証明願の提出が2件ございましたので説明いたします。</p> <p>1件目、資料22ページ、資料12をご覧ください。</p> <p>昭和初期に建物が建築され、現在まで宅地として利用されております。</p> <p>2件目、資料23ページから25ページ、資料13をご覧ください。</p> <p>20年から50年以上前に耕作放棄・放置され原野化、山林化され現在に至ります。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
縄田委員	<p>縄田と申します。</p> <p>最初の1件目、●●の車両修理工場があります。あその所を右に回って橋を越えて●●っていう集落に入ります。●●付近を左に5m行って右に上がって10mくらい離れたところです。写真があるんですけど、急な坂になって、昭和初期に建てられた住居ということ。住んでおられるかどうかは分からないんですけど、クーラーの室外機が置いてありました。これが出てきたっていうことは宅地として誰かが買われるというような感じです。</p> <p>次に2件目、これは●●の●●を通りましてまっすぐ行って、右側にいくと●●に入ります。それを左に行ってまた左に行って右側と左側狭まった場所があります。その狭まったところの手前に農地の転用っていか原野化したところがあります。これが下の25ページの写真です。</p> <p>次にそれを超えて、真ん中を通って行くと、高速道路がございます。左側の丸が先程の竹が繁茂している所の原野化したところです。3番の原野化している、1、2、3の所、左側の丸、この写真でいう携帯電話の中継器1番が見えるところがあります。中継器</p>

	<p>がある1番の所が何も触れないということらしいです。これの上と下が結局、耕作放棄地になって原野化しているというようなところ。耕地としては、昔はここ基盤整備したとかで結構土地としては管理されていたと思います。その手前に行く間もきっちりしているような感じなのですが、それに続く道が山の中を歩いて行く、というような感じ。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。では地元委員より補足説明ございましたらお願いします。</p>
安永推進委員	<p>真名の推進委員の安永です。3条でありました●●が●●に売り渡されるための現況証明だそうです。他の所に影響はないと思われれますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら終わりたいと思います。報告第4号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第10 報告第5号 農地法第6条 第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 17ページ目を開いてください。今回提出がありましたのは13件提出がありました。提出されました報告書の事業の状況と構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今の報告に対して何かご意見等ありましたらお願いいたします。</p>
岸委員	<p>資料に、●●の構成員の状況が入ってない。</p>
議長	<p>この文書には構成員の欄が無いのです。皆さんつけておられるようですので、次回から、事務局の方からお願いをしてもらうようにいたします。よろしゅうございますかね。</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、以上で報告5号を終わらせていただきます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは続きまして、議事順位第11 報告第6号 令和4年度農業委員会農地利用適格化推進状況 その他事務の実施状況についてを事務局より朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、本来であれば農業振興部に諮り、部会でとりまとめたものを本総会に提出しますが、私の準備不足で、部会に諮ることができませんでした。部会長に確認いただきました。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。内容について説明いたします。令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。</p> <p>1 ページの農業委員会の状況です。令和4年4月1日現在の状況を記載しており、農林業センサス、耕地及び作付面積統計等に基づき作成しております。</p> <p>2 ページの最適化活動の実施状況です。</p> <p>(1) 農地の集積、③実績をご覧ください。新規集積面積は20ha、集積面積の累計は1,407ha、集積率38.7%、目標に対する達成状況は、48.4%でした。点検結果として、高齢化や後継者不足が進み、担い手が減少したが、新たな担い手が確保されたことにより昨年度に比べ集積面積は20ha増加した。利用権の設定面積については、推進員による農地の利用集積に向けた取り組みの強化により、昨年度に比べ65ha増加した。と記載しております。</p> <p>(2) 遊休農地の発生防止・解消3ページの③実績をご覧ください。緑区分の遊休農地の解消面積は1.0haで、目標に対する達成状況は、18.5%でした。点検結果として、農地パトロール、意向調査、解消に必要な指導・助言・あっせん、非農地判断等により、昨年度から遊休農地が約2ha減少した。今後は、連絡不通や所在不明等の地権者は、土地利用の協議ができない実態にあること、物価の高騰の影響や農業者の高齢化等により担い手の離農者が増加していること等、実情を踏まえた遊休農地対策を進める必要がある。と記載しております。</p> <p>(3) 新規参入の促進</p> <p>4 ページの③実績をご覧ください。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積33.8ha、目標に対する達成状況は、119.4%でした。参入経営体の2経営体は、●●と●●です。点検結果として、県美祢農林水産事務所、市農林課、JA美祢統括本部、共済組合、農地中間管理機構、農業委員会から構成される美祢市担い手育成協議会のもと、新規参入者のあっせんや相談活動を行った結果、2経営体が就農となった。と記載しております。</p> <p>2 最適化活動の活動目標</p> <p>②実績をご覧ください。活動強化月間の設定回数3回です。遊休農地の解消、結果として、市内全域の一斉調査、解消に必要な指</p>
------------	---

<p>議長</p>	<p>導・助言・あっせん、非農地判断等を行い、昨年度から 2ha 遊休農地が減少した。農地の集積として、農地流動化推進員会議を開催し、新たな担い手の掘り起こしと既存の担い手への推進活動を行い、昨年度から集積面積は 20ha 増加した。新規参入の促進として、美祢市地域担い手育成総合支援協議会を中心に、意欲ある農業者の情報共有を行い普及活動等に取り組んだ。と記載しております。</p> <p>以下 6 ページには事務の実施状況を記載しております。</p> <p>今後については、皆様方のご審議をいただきまして、総会に報告後、ホームページ等で公表していきたいと考えています。よろしくお祈いします。また、決定後、案を消していただきますようお祈いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さんより何か、只今の報告に対して意見等ございましたらお祈いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。はい、では報告第 6 号を終わらさせていただきます。</p> <p>続きまして農業相談日の状況について 6 月の当番委員の方より報告をお祈いいたします。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>1 3 番伊藤です。6 月 1 3 日に農業委員会事務局の方で 1 0 時から相談を行っていきました。相談件数は 1 件、相談者は●●です。簡単に言えば、畔に設定された排水溝があります。このせいで、自分が耕作している水田のなかに水が流れてくる。これを何とかできないものかというご相談です。私も縄田委員の協力を得て被相談者のところへ行ったのです。もう常に排水がどんどん流れ込むようになっていたのです。その状況を改善しようとする様子がないというお返事だったので、その旨を通報者にお話しました。だから私どもが双方で話し合っ、相談前の状況に保っていけばいいのだとそういうふうにお伝えしました。ですが元の畔に戻したとしても、結局は今後農地を維持・管理していくためには若い子が入って耕作してくれなければ困るというふうなことを言っていました。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>お忙しい中長い時間相談日に出席していただいた委員の皆様方、本当にご苦勞様でした。</p> <p>これで今日の議事はすべて終了しようと思ひます。</p> <p>では事務局の方から事務連絡を、短くよろしくお祈いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは事務局よりお知らせいたします。7 月の日程でございます。総会は 7 月 1 8 日、火曜日、午後 2 時から、この会場で行い</p>

議長

ます。農業相談日は7月11日、火曜日、午前9時からの予定です。美祢地区担当の中嶋委員、美東地区担当の伊藤委員、秋芳地区担当の俵委員、よろしくお願いいたします。現地調査につきましては7月7日、金曜日、午前9時からです。井町委員と井上委員よろしくお願いいたします。集合場所は農業委員会事務局に午前8時50分までにお集まりください。よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

互礼を行います。

事務局

ご起立願います、礼。

午後4時15分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和5年6月15日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

